平成２８年（フ）第１８４号
岐阜県各務原市松が丘４丁目９番地
債務者　小野　嘉裕
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１９２号
岐阜市福住町１丁目２番地（日栄ビル　４ＦＢ号室）
債務者　田中　耕治
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第７５９号
愛知県知多郡武豊町大字冨貴字臓ノ内23番地31
債務者　鈴木　粛子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８８８号
名古屋市中区栄４丁目15番14号　栄ハイホーム614号
債務者　佐竹　　学
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１４号
滋賀県栗東市小柿７丁目５番11―407号
債務者　中辻　　恵
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３９号
大津市一里山３丁目39番40号メリーライフ21　103号
債務者　大崎美登里
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５９号
滋賀県野洲市北野１丁目16番２―501号風林荘、前住所滋賀県栗東市林277番地６
債務者　居田万砂子
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７１号
滋賀県甲賀市水口町東名坂20番地―109号
債務者　坂元　千代
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５６号
広島市西区井口明神３丁目14番12号
債務者　勝丸百合子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５７号
広島市西区井口明神３丁目14番12号
債務者　勝丸　桂至
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４２５号
広島県廿日市市大野72番地
債務者　齋藤　　明
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４６４号
広島県東広島市安芸津町三津4660番地16
債務者　三井　圭介
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７０号
徳島県徳島市西新浜町２丁目２番76―103号グリュックハイツ、旧住所徳島県徳島市論田町本浦中119番地の７
債務者　川井　　浩
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７６号
徳島県阿波市市場町香美字西原245番地　障がい者支援施設すみれ園、住民票上の住所徳島県阿波市市場町香美字秋葉本48番地５
債務者　西岡　　修
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１４号
徳島県板野郡上板町神宅字小柿14番地３、旧住所徳島県板野郡上板町西分字横関23番地　横関団地１号棟２－２号室
債務者　切原　　仁
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３６号
佐賀市末広２丁目２番22号、前住所東京都大田区千鳥１丁目25番５号　ニュー千鳥町マンション401
債務者　中島　将吾
1　決定年月日時　平成28年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係